

令和6年度 幼児(1号認定)入園要項

幼保連携型認定こども園 和合あかつき幼稚園

1. 入園資格 3歳児(R2.4.2～R3.4.1生) 4歳児(H3.1.4.2～R2.4.1生)
2. 募集人員 3年保育(3歳児1号認定) 56名 2年保育(4歳児1号認定) 若干名
3. 入園手続 所定の願書に必要事項を記入の上、検定料を添えてご提出下さい。
4. 願書受付 令和5年10月2日(月)より
5. 面接 10月5日(木)午後
6. 入園許可 入園面接を行い、集団生活に適応できる方に対して、入園を許可いたします。お子さまの心身に障害がある場合は受付以前にご相談下さい。
7. 服装 入園後は当園指定の制服・制帽等を着用していただきます。
8. 諸費用
- 《最初に必要な費用》
- | | |
|------------|------------|
| 検定料 | 3,000円 |
| 制服・学用品等購入費 | 52,000円 程度 |
- 《毎月支払う費用》
- | | | | |
|-------|--------|---|-----------|
| 教育充実費 | 6,200円 | } | 合計 6,800円 |
| 母の会会費 | 600円 | | |
- 給食費 一食 400円(税込) …毎月食数分徴収します。
通園協力費 往復 3,000円(税込) …スクールバスで通園の方
※その他、必要に応じて実費徴収させていただきます。
9. その他
- 幼児教育の無償化により、基本保育料の徴収は行いません。
 - 住民登録のある市町より、「支給認定」の認定手続きを、園を通じて受けていただきます。
 - 就労や介護などの理由で保育を必要とする方で、住民登録がある市町から「新2号認定(施設等利用給付2号認定)」を受けた方は、幼児教育の無償化にともなう預かり保育の補助を受けることができます。
 - 教育充実費には、正課指導料、行事費、絵本代、園内環境をより充実するための費用などが含まれています。
 - 優先入園制度があります。
 - 一旦納入された検定料はお返しできません。

※ 問い合わせ 直接ご来園いただきか、電話でお問い合わせ下さい。

☎ (0561) 72-2281

令和6年度 預かり保育（1号認定入園者対象）のご案内

《チャオバンビーニクラブ》

対象者	すべての在園児が対象になります。
実施日	原則として、休園日を除く毎日。（実施しない日もあります。）
実施時間	保育終了後 午後5時まで
料金	1時間 300円（税込）

《チャオバンビーニクラブ 新2号認定》

対象者	就労や介護など保育を必要とする方で、住民登録がある市町から「新2号認定（施設等利用給付2号認定）」を受けた方が、対象となります。
実施日	平日：原則として、休園日を除く毎日。（実施しない日もあります。） 長休：夏休み（夏期保育日を含む）、冬休み、春休み期間中の実施日。
実施時間	平日：保育終了後 午後5時まで 長休：夏休み、冬休み、春休み期間中は、午前8時30分から午後5時まで。 ※ 日進市外在住の方は、午後6時まで可とします。ただし、午後5時～6時の利用分は、別途300円（税込）をチケットにてお支払いいただきます。
料金	平日：650円/1日、長休：950円/1日（税込）
その他	1日当たり、450円の補助金給付を受けることができます。 保育を必要とする範囲内での利用となります。 利用人数には限りがありますので、利用できない場合もあります。

※ 諸般の事情により変更される場合があります。（R5.9.1現在）

※ 「新2号認定」を受けるための基準は、保護者のいずれの方も以下の条件に該当する方です。

（日進市の認定基準）

保育認定基準	具体的な保護者の保育認定事由
1 就労	居宅外で月60時間以上（参考：1日につき4時間以上かつ月15日以上）就労していること
	居宅内で月60時間以上（参考：1日につき4時間以上かつ月15日以上）就労していること
2 産前産後	出産予定日12週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内であること
3 疾病・障害	疾病もしくは負傷している状態にあること 精神または身体に障害を有する状態であること
4 介護	同居または長期入院等している親族を常時介護・看護していること
5 就学	月60時間以上就学していること（職業訓練校等での職業訓練を含む）
6 災害復旧	災害により児童の居宅を失い、または破損した場合にその復旧のため保育できない場合
7 その他	虐待やDVのおそれがあること。
	育児休業取得中の利用（当該年度4月1日時点で3歳以上児のみ。） 上記1～6に類する状態にあること。
8 求職活動	就労の意思があり、求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること

（東郷町の認定基準）

保育認定基準	具体的な保護者の保育認定事由
就労	月60時間以上就労している
出産前後	出産前後である（産前産後各2か月間）
保護者の疾病・障がい	病気または心身の障がいにより、保育ができないと認められる
同居家族の介護・看護等	病気や心身に障がいのある家族を常時介護又は看護している
災害復旧	災害により居宅が破損し、その復旧のため保育ができない
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を常時かつ継続的に行っている (雇用保険制度の給付に基づく90日まで)
就学	就学・技能習得のため保育ができない
育児休業	育児休業取得中に、3歳児以上の兄姉が新規に入所する
その他	その他特別な事情により家庭で保育できない場合

※他の市町にお住まいの方は、お住まいの市町へお問い合わせください。